

(第 1 回、**最終**) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 9 月 2 5 日
契 約 業 者 名	富士島建設株式会社
契 約 業 者 の 住 所	山梨県韮崎市富士見三丁目 7 番 2 9 号
工 事 の 名 称	R 7 白州出張所管内砂防整備工事
工 事 場 所	白州出張所管内（山梨県北杜市及び韮崎市）
工 事 種 別	維持修繕
工 事 概 要	流路整備工 1 式 除草工 1 式 除草 1 2 , 0 0 0 m3 防護柵設置工 1 式 転落防止柵工 1 式 転落防止柵設置工 4 9 m3 砂防整備工 1 式 砂防設備整備工 1 式 砂防設備整備 1 式
工 期 （ 自 ）	令和 7 年 4 月 1 日
工 期 （ 至 ）	令和 7 年 9 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 6 , 3 9 0 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	2 , 4 2 0 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	1 8 , 8 1 0 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	1. 流路整備工 現地精査の結果、管理箇所における除草不要等（繁茂状況等による）の除草工の施工数量を変更（減）する。 2. 防護柵設置工 現地精査の結果、防護柵設置範囲に管理用通路の出入り口があることが判明したため、転落防止柵工の施工数量を変更（減）する。 3. 砂防整備工 現地精査の結果、管内の安全性向上のため、緊急時等に通行する管理用通路支障物撤去、第三者に対する危険箇所進入防止対策等の実施に伴い、砂防設備整備工を増工する。 4. 共通仮設費 特記仕様書第 2 5 条に基づく協議により、営繕費（快適トイレ）を増工する。 5. 工期 元設計のとおりとする。